

あすの会 ニューズ・レター

2000年7月25日 第3号

1頁

被害者を放置しない、社会に 幹事 渋谷登美子

9月8日で、地元暴力団に嵐山町議員として襲撃された事件から3年になります。私の犯罪被害は、嵐山町へのポートピア（ギャンブル施設）誘致反対を阻止するため、利権と暴力が一体になって起こした一連の事件を象徴するものでした。住民への誤認襲撃、議会でポートピア誘致反対を勝ち取るための私の行動、議会開会中の右翼による嵐山町内の街宣活動、暴力団組長による嵐山町長脅迫、暴力団員による嵐山町長宅襲撃、町長宅襲撃犯人逮捕・町長脅迫の地元暴力団組長逮捕及び誤認襲撃の実行犯逮捕・私襲撃の実行犯逮捕までの不安、自責感、緊張、混乱は辛いものでした。

3年経過した今年9月8日、民事損害賠償請求の提訴が時効になります。実行犯逮捕のみでは何も明らかにできず、暴力と町政と利権との関係を解明するには民事訴訟で地元暴力団組長の使用者責任を争うしかありません。そのため、犯人逮捕時、暴力団組長相手の提訴を決めていましたが、昨年7月、提訴しないことにしました。

提訴によるリスクへの不安に耐える自信がないので、そのエネルギーを、「犯罪被害者の権利確立」に向かうと決断したからです。今でもことある毎、提訴すべきではと揺れます、不安を覚えない平穏な日々はありがたいものです。

本年1月23日より、「犯罪被害者の会」を設立して、緊張感は軽減し、周囲の人との関りが楽になってきました。犯罪被害者の権利確立の法制度を求めるグループがあることで課題がみえ、解決への方向を細切れでも探ることができます、私の社会や人と関わる力が回復してきていると感じることができます。

現代は、「被害者」という視点をもつことではじめてバランスのある成熟した世界観をつくることができます。被害者には、犯罪被害者、国によって権利侵害された人、自然災害被害者、交通事故被害者、社会構造上の弱者も含まれます。私は「犯罪被害者」の視点から、被害者を放置しない社会を築き上げるよう働きかけていきます。

文芸春秋7月号に 岡村代表の論説掲載

上記誌に当会岡村代表幹事の犯罪被害者の会についての論説「私は見た”犯罪被害者”の地獄絵」が17頁にわたり掲載されています。ぜひお読み下さい。

ホームページ開設
6月から当会のホームページを開設しました。大急ぎで作りましたので、内容は不十分ですが、今後、内容の充実に努めます。アドレスは次のとおりです。
www3.netspace.or.jp/~higaisya

Eメール登録

当会のEメールを開きました。
当会あての通信をご利用下さい。
higaisya@zeus.netspace.or.jp

当会運営の基本 会員

会員は生命・身体に関わる犯罪被害者に限ります。

ボランティア

登録ボランティアには、必要に応じ、各種応援をしていただきます。

幸運道について

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た個人情報は洩らしません。

プライバシーの保護

には、十分留意いたします。

また、当会事務局は会員名簿を作成・常置しますが、公表せず、ご本人の承諾のない限り外部に洩らしません。

その後の当会の活動実績

■事務所開設パーティーを行いました。

5月26日に本会の事務所がオープンしました。当日は、これまでお世話になった方々をご招待し、開設パーティーを開きました。会員の方々に会場設営にご協力頂き、軽食の簡単なものではありましたがあつ大変盛況なパーティーとなりました。ご招待の皆様からは、ご寄付、植木、お花も多数頂きました。

■シンポジウム、会議に出席し、犯罪被害者への支援を訴えました。

5/10自由民主党政務調査会司法制度調査会「国民の争訟解決を支援する小委員会」での意見聴取（岡村） 5/13読売テレビ主催のシンポジウム「犯罪被害者～終わりなき闘い～」にゲスト出演（岡村、本村） 5/17「全国犯罪被害者対策担当課長等会議」（全国の警察本部の犯罪被害者対策を担当している所長の会議）での講演（岡村） 5/18東京都病院協会第1回定期総会での講演（岡村） 6/22狹山高校での講演（渋谷） 7/14石原慎太郎の会で出席者に犯罪被害者への協力を要請（岡村）

■各テレビ局の社員研修会に岡村代表が講師として出席し、マスコミによる二次的被害の実情とマスコミの意識改革を訴えました。

5/22日本テレビ 6/20フジテレビ 6/6NHK

■政府の犯罪被害者支援に関する検討会発足

犯罪被害者支援の必要性に関する世論の高まりに合わせ、国会でも論議が高まり、これを受けて警察庁官房長の私的検討会である「犯罪被害者支援に関する検討会」が開催されることになり、岡村代表が委員に選出されました。その他の委員は、宮澤浩慶応大教授、大谷實同志社大教授、椎橋隆幸中央大教授、山上皓東京医科歯科大教授細井洋子東洋大教授、山田秀雄弁護士です。7月3日に第1回検討会が開催され、犯給法の拡充（給付金と受給者の範囲の拡大）の検討が始まりました。会の旗揚げとともに訴えてきた犯給法の拡充が、実現に一步近づきました。

■犯罪被害者と刑事司法研究会発足

犯罪被害者の立場から、刑事司法制度の見直しを具体的に提案していくべく、「犯罪被害者と刑事司法研究会」を発足させ、付帯私訴、刑事手続きへの被害者参加などについて広く議論することになりました。刑事司法に詳しい教授、元検事、元裁判官の弁護士の方などがメンバーです（事務局は本会に置きますが、会の内部機関ではなく有志の研究会です）。

車両会報告

第3回 4/29 出席者：岡村、仮谷、渋谷、林、宮園、本村／オブザーバー6名
議題：活動内容の報告、今後の運動方針、大阪シンポの目的等

第4回 5/27 出席者：岡村、仮谷、渋谷、宮園、本村／オブザーバー4名
議題：大阪シンポのプログラム、入会申込手続、病院協会への協力要請、付帯私訴の研究会を作ることについて

第5回 6/18 出席者：岡村、渋谷、林、宮園／オブザーバー4名
議題：大阪シンポ事務的な部分の打合せ、付帯私訴制度研究会の委員選任、ボランティア養成講座開設について

※ 9月3日に大阪で開催予定の第2回シンポジウムに向け、大阪で4/1、5/7、6/10、7/9に準備委員会がひらかれ、幹事の林さん、本村さん、オブザーバーの新さんほか関西方面の会員の方20名近くが参加しました。次回は、8月6日（日）にクレオ大阪西会議室において開催の予定です。

※ 会員からの当会に関する要望は、適宜、事務局までお寄せ下さい。

6月25日総選挙における 犯罪被害者に関する各党公約

6月25日に行われた衆議院議員選挙において、犯罪被害者に関する各党公約を、公示日の6月13日各党ホームページから抜き出しました。ご覧下さい。

【自由民主党の公約】

司法 安心できる暮らしの実現

- (一) 国民と世界から信用される司法の実現
- (二) 犯罪被害者の保護・救済
- (三) 少年法の改正
- (四) 不法滞在外国人対策と社会の養成に応える外国人の受け入れ
- (五) ストーカー対策の推進

(二) 犯罪被害者の保護・救済

司法は、犯罪被害者やその遺族の心情に適切に配慮をした上で、手続を進めるとともに、犯罪被害者やその遺族が被った被害について、早期かつ十分な回復を図るものでなければなりません。このような観点から、犯罪被害者の保護・救済の在り方についても国民の関心は大いに高まっています。

わが国の刑事司法は、犯罪被害者やその遺族への配慮という観点からみて、これまで十分な役割を果たしてきたとはいえない。司法は、被害者の痛みを理解し、その心情に適切に配慮した上で、手続を進めていかなければなりません。犯罪被害者とその遺族が被った肉体的・精神的、あるいは財産的な被害について、早期にかつ十分な回復を図る必要があります。今後、犯罪の複雑・多様化、悪質・巧妙化、低年齢化、大規模化、国際化が一層顕著になる中で、犯罪被害者の保護の強化を図ることは、重要な国民的課題です。

まず、犯罪被害者への配慮という面では、これまで、犯罪被害者やその遺族には、起訴状の送達や公判期日の通知もなく、自ら刑事裁判に関わる手立てがほとんど与えられてきました。現在、犯罪被害者の公判手続の傍聴への配慮など具体的方策が整えられつつありますが、犯罪被害者やその遺族に対して、訴訟手続内にかかるべき地位が与えられるよう、法改正を含め、その実現を図ります。

また、刑事事件の公判記録の民事手続における利用など、犯罪被害者の被害回復に対する配慮も、これまで十分であったとはいえない。犯罪による被害の早期かつ十分な回復をはかるための措置についても、附帯私訴制度を含め、幅広い視点から、具体的に検討し、早急に結論を得て、犯罪被害者の保護・救済態勢を充実させます。

(三) 少年法の改正

十七歳の少年によるバスジャック事件など、少年による凶悪重大事件が続発し、少年犯罪問題への対応が重要な国民的課題となっています。残念ながら、先の国会においては、政府提出の少年法改正案は審議未了廃案となりました。わが党は、早急に少年法の抜本的改正案を取りまとめ、その早期成立を図ります。

「少年の健全育成」という少年法の基本理念は今後とも堅持すべきですが、罪を犯せば罰せられるとの法規範を明示し、犯罪を抑止する必要があります。

少年に責任を自覚させることが重要であるとの見地から、少年法の見直しを行います。

刑法は、十四歳以上の者について刑事責任能力を認めていますが、少年法は刑事処分可能な年齢を十六歳以上と定めています。これを引き下げ、少年法上の年齢制限を撤廃します。殺人等極めて凶悪重大な犯罪については、原則として、刑事処分相当として逆・・・(4頁へ続く)...

・・・(3頁からの続き)・・・

送する制度を新設します。少年に対する無期刑については、七年を経過すれば仮出獄が可能とされていますが、仮出獄が可能となる期間を見直します。また、少年犯罪の被害者の立場を尊重し、一定の範囲で少年審判、公判手続に関与できるよう、必要な措置を講じます。少年非行の原因・背景として、親の教育・しつけの在り方の問題があることから、親の責任を理念的に明記する規定を設けます。

(五) ストーカー対策の推進

昨今、ストーカー被害が多く発生し、住民を不安にさせています。このため、成立したストーカー行為等規制法により、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏を守ります。

【民主党の公約】

民主党の「15の挑戦」

国家公安委員会の独立性を高め、監視機能を整備するなど警察法の改正を行います。

犯罪被害者基本法を成立させて、被害者の権利を保障する仕組みを確立します。

少年の犯罪に対しては厳しく対処し、犯罪の原因についてもより厳しく究明します。

【公明党の公約】

基本的人権が最大に尊重される社会を実現します。

犯罪など被害者への保護・救済・支援のための施策

犯罪捜査や裁判における情報公開と人権の保護、生命・財産等の直接被害への損害回復措置、経済的困窮や医療、精神カウンセリングへの支援、さらに交通事故被害者対策などを含めた総合施策と、犯罪被害者対策基本法制定など法制度を抜本的に拡充します。

【保守党の公約】

犯罪被害者の権利を重視する法整備を行います。

学生寮見学記
会員 田村紀久子

★★★前号でお知らせした株式会社共立メンテナンス様から犯罪被害者の会の会員子弟あて支援提供される学生寮の視察記です★★★

そぞろ歩きには良い気候の6月7日に、会員の岡村勲・宮園セツ・内村和代と私の4名で、株式会社共立メンテナンス(社員寮管理、外食産業、保養所、研修センター等を経営)が運営している東京都江戸川区の葛西にある女子学生寮と、西葛西にある男子学生寮の二つを、おのおのの館長の案内で見学してきました。

清潔な食堂、プライベートシャワーもある浴室、乾燥機のある洗濯室、家具付居室等快適な生活を送れる設備が十分整っていました。都心で子供を勉学させる親にとっては、経済的なことはもちろん、毎日の食生活が心配です。会館は食事付と聞き安心しました。

最後にその日の夕食をご馳走になりましたが、栄養のバランスのとれた家庭的な料理で大満足でした。病気の時は館長夫妻が対応して下さるし、又防犯についても、講習会を実施し安全への配慮もあり、親としては安心です。

このように管理の行き届いた会館を安く提供して下さる同社石塚社長に深く感謝しつつ、帰途につきました。

資料 平成12年5月19日に、刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律（法律第74号）と犯罪被害者の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（法律第75号）が公布されました。いずれも公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令の定める日から施行されることになっております。これらは、われわれの活動の一つの成果ですが、まだまだ、不十分ですので、われわれの運動を引き続き強力に推進する必要があります。

本号では、資料として新たに制定された法律の全文を掲載します。

法律第七十五号**犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付隨する措置に関する法律
(目的)**

第一条 この法律は、犯罪により害を被った者（以下「被害者」という。）及びその遺族がその被害に係る刑事案件の審理の状況及び内容について深い関心を有するとともに、これらの者の受けた身体的、財産的被害その他の被害の回復には困難を伴う場合があることからかんがみ、刑事手続に付隨するものとして、被害者及びその遺族の心情を尊重し、かつその被害の回復に資するための措置を定め、もってその保護を図ることを目的とする。

(公判手続の傍聴)

第二条 刑事被告事件の係属する裁判所の裁判長は、当該被告事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）又は当該被害者の法定代理人から、当該被告事件の公判手続の傍聴の申出があるときは、傍聴席及び傍聴を希望する者の数その他の事情を考慮しつつ、申出をした者が傍聴できるよう配慮しなければならない。

(公判記録の閲覧及び謄写)

第三条 刑事被告事件の係属する裁判所は、第一回公判期日後当該被告事件の終結までの間において、当該被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であって、犯罪の性質、審理の状況その他事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができる。

2 裁判所は、前項の規定により謄写をさせる場合において、謄写した訴訟記録の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる。

3 第一項の規定により訴訟記録を閲覧し又は謄写した者は、閲覧又は謄写により知り得た事項を用いるに当たり、不当に関係人の名誉若しくは生活の平穏を害し、又は捜査若しくは公判に支障を生じさせることのないよう注意しなければならない。

(民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解)

第四条 刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者の間における民事上の争い（当該被告事件に係る被害についての争いを含む場合に限る。）について合意が成立した場合には、当該被告事件の係属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

2 前項の合意が被告人の被害者等に対する金銭の支払を内容とする場合において、被告人以外の者が被害者等に対し当該債務について保証する旨又は連帯して責任を負う旨を約したときは、その者も、同項の申立てとともに、被告人及び被害者等と共同してその旨の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

3 前二項の規定による申立ては、弁論の終結までに、公判期日に出頭し、当該申立てに

係る合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実を記載した書面を提出してしなければならない。

- 4 第一項又は第二項の規定による申立てに係る合意を公判調書に記載したときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(和解記録)

第五条 前条第一項もしくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者又は利害関係を疎明した第三者は、第三条及び刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四十九条の規定にかかわらず、裁判所書記官に対し、当該公判調書（当該合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実が記載された部分に限る。）、当該申立てに係る前条第三項の書面その他の当該合意に関する記録（以下「和解記録」という。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、和解記録の閲覧及び謄写の請求は、和解記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

- 2 前項に規定する和解記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付の請求に関する裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百二十一条の例により、和解記録についての秘密保護のための閲覧等の制限の手続については同法第九十二条の例による。

- 3 和解記録は、刑事被告事件の終結後は、当該被告事件の第一審裁判所において保管するものとする。

(民事訴訟法の準用)

第六条 前二条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編第三章第一節（選定当事者及び特別代理人に関する規定を除く。）及び第四節（第六十条を除く。）の規定を準用する。

(執行文付与の訴え等の管轄の特則)

第七条 第四条に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に係る執行文付与の訴え、執行文付与に対する異議の訴え及び請求異議の訴えは民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第三十三条第二項（同法第三十四条第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該被告事件の第一審裁判所（第一審裁判所が簡易裁判所である場合において、その和解に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）の管轄に専属する。

(手数料)

第八条 第三条第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写の手数料及び第五条第一項の規定による和解記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第七条から第十条まで及び別表第二の一から三までの項の規定（別表第二の一の項上欄中「(事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。)」とある部分を除く。）を準用する。

- 2 第四条及び第五条に規定する、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続の手数料については、民事訴訟法第二百七十五条の規定による訴え提起前の和解の例による。

(最高裁判所規則)

第九条 この法律に定めるもののほか、公判記録の閲覧及び謄写並びに民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

**犯罪被害者ボランティア
研修会開催のお知らせ**

犯罪被害者の会の発足以来、当会の諸活動をお手伝いしたいというボランティア活動のお申し込みが多数寄せられております。誠に有り難いことで厚くお礼申し上げます。

しかし、当会の諸活動をお手伝いいただくためには、被害者問題に関する若干の基礎知識が必要となります。そこで、次記のとおり、犯罪被害者に関するボランティアの研修会を開催することとしました。

現実にアメリカで行われているカリキュラムを参考とし、常磐大学学長の諸澤英道先生を中心とする教授陣が講義を担当して下さいます。

みな様方のご参加をお待ちしております。

記

1 日 程

(前期)

第 1回	9月29日(金)(確定)
第 2回	10月13日(金)(確定)
第 3回	10月26日(木)(確定)
第 4回	11月10日(金)(確定)
第 5回	11月24日(金)(予定)
第 6回	12月 8日(金)(予定)

(後期)

第 7回	12月22日(金)(予定)
第 8回	1月12日(金)(予定)
第 9回	1月26日(金)(予定)
第10回	2月 2日(金)(予定)
第11回	2月16日(金)(予定)
第12回	3月 2日(金)(予定)

2 時 間

18:00~20:00

3 場 所

東京都新宿区神楽河岸1-1

セントラルプラザ10階 (JR・地下鉄、飯田橋駅の隣・徒歩1分)

「東京ボランティア・市民センター」

4 定 員

40名

5 受講料

前期 6回 2000円

後期 6回 2000円

(第1回及び第7回時に申し受けます)

6 申込み

氏名・住所・電話番号・性別・年齢・得意種目を明示の上、下記事務局へお申し込み下さい。

郵 便 **〒100-8694**

東京中央郵便局 私書箱1646号

T E L 03-5319-1773

F A X 03-5319-1774

E - M higaisya@zeus.netspace.or.jp

※ 応募多数の場合は、受講できないこともあります。

※ 単なる勉強のためなく、実際にボランティア活動を行って下さる方の受講をお願いします。

